

東広島市制施行50周年記念協賛事業 募集要項

1 趣旨

令和6年4月20日に東広島市が市制施行50周年を迎えるにあたり、多くの市民や本市にゆかりのある方々と一体となって祝福するため、市民、企業、各種団体等が主催し、ともに記念事業を盛り上げようとする取組みを、「東広島市制施行50周年記念協賛事業」として認定することとし、当該協賛事業の募集について必要な事項を定めるものである。

2 対象事業

(1) 次のいずれにも該当するイベント等を対象とする。

ア 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間に実施されること

イ 事業内容が東広島市制施行50周年記念事業及び本協賛事業の趣旨に沿うものであること

(2) 次の各号に該当する場合には、対象としない。

ア 特定の宗教または宗派、政党その他の政治団体を宣伝および支持、または反対する意図があると認められるもの

イ 公序良俗に反し、またはそのおそれがあるもの

ウ 暴力団等との関係があり、またはそのおそれがあるもの

エ 法律および法律に基づく政令やその他の命令に違反するもの

オ 市の名誉を傷つけ、または信頼を失墜するもの

カ その他協賛事業として不相当と認められるもの

3 協賛内容

(1) 「東広島市制施行50周年記念協賛事業」の名義使用

(2) 東広島市制施行50周年ロゴマーク、コンセプト、キャッチフレーズ及び幟旗の使用

(3) 東広島市制施行50周年記念特設サイトへの情報掲載

4 申請方法

「東広島市制施行50周年記念協賛事業承認申請書」(様式1)に必要な事項を記入し、必要な書類等を添えて、メール、郵送、FAXまたは持参により提出する。

5 承認手続き

申請書の提出があった場合は、事業の内容を審査し、「東広島市制施行50周年記念協賛事業承認(不承認)通知書」(様式2)により、申請者に結果を通知する。

6 協賛事業の変更等

前項の承認を受けた者は、当該承認の決定後に申請書に記載した事項を変更し、又は中止しようとするときは、直ちに市に申し出なければならない。

7 承認の取消し等

- (1) 承認された事業が、次の各号のいずれかに該当するときは、承認の決定を取り消すことができる。
 - ア 虚偽の申請により承認を受けたとき。
 - イ 第2項に規定する基準を満たさないことが明らかになったとき。
- (2) 市は、前項の規定により承認を取り消された者に対し、当該承認に係る物件の使用停止及び回収を求める等適切な処置を求めるものとする。
- (3) 第1号の取消しによって主催者等に損害が生ずることがあっても、市は、その責を負わない。

8 使用期限

承認を受けた第3項で掲げる協賛内容の使用等は令和7年3月31日までに限り行うことができるものとする。

9 実施報告

協賛事業が完了したときは、事業完了後30日以内に「東広島市制施行50周年記念協賛事業実施報告書」(様式3)に必要な書類等を添えて報告する。

10 補則

- (1) ロゴマークの使用に当たっては、「東広島市制施行50周年記念ロゴマーク使用ガイドライン」を遵守するものとする。
- (2) 事業の実施に当たって主催者等に損害が生ずることがあっても、市は、その責を負わない。
- (3) この要項に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

11 提出先・問い合わせ

東広島市総務部総務課行政経営係

〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号

電話：(082)420-0907 Fax：(082)420-0415

e-mail：hgh200907@city.higashihiroshima.lg.jp